

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

岡山県は、瀬戸内の温暖な気候と恵まれた自然条件とともに、近畿圏の消費地に近く、高速交通基盤の整備が進んでいる優位性を生かし、水稻、園芸、畜産など多彩な農業生産が展開されている。

県南の地域では、自然の営みと干拓により西日本屈指の広大かつ肥沃な農地が形成されるとともに、基幹土地改良施設の整備により農業用水の確保が図られており、県下最大の岡山平野など平坦地が多い立地条件を生かして、若い意欲ある農業者への農地集積や生産性の高い大規模米麦経営の育成と法人化が進められている。

また、果樹や野菜については、高鮮度・高品質な地域特産物として清水白桃、マスクット、ピオーネ等の他、なす、黄にらなど競争力と特色のある品目の生産による次世代フルーツの生産振興やブランド力の強化に取り組んでいる。

一方、県北の中国山地から中部の吉備高原地域に至る地域では、起伏に富んだ地形を有しており、山麓部や山間部には多くの棚田が分布している。このため、土地利用型農業は総じて1戸当たりの経営規模が小さく、農地の流動化による規模拡大や力強い経営体の育成及び地域の特色を生かした付加価値の高い米や新規需要米の生産拡大が求められている。

これら県内の多くの産地では、担い手の減少や高齢化とも相まって耕作放棄地が増加しており、産地が将来にわたって持続的に発展していくためには、意欲ある担い手の確保や育成への取組が求められている。

そこで、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積を推進し、収益性の高い経営体の育成、有機栽培米など付加価値の高い米や新規需要米の生産拡大を推進するとともに、産地づくりへの支援やブランド力の強化による「儲かる農業」の実現を図っている。

しかしながら、地域の共同活動によって支えられてきた農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理は、農村地域の集落機能の低下により困難となるとともに施設の老朽化や農業者の減少が担い手農家等の負担増加につながり、農業・農村の有する国土保全や水源かん養等の多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進することにより、担い手の負担軽減に加え、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、生産条件の不利な中山間地域では、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制と共に、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

さらに、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

2 目標

1を踏まえ、岡山県では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保安全管理を推進するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそで行われている営農の特徴に鑑み農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を

行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図又は地番によりその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図又は地番によりその区域が明確となるよう設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

法第3条第3項各号の実施に当たり、透明性を確保し、明確かつ客観的な基準の下に適正な執行を行い、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うため、「岡山県日本型直接支払等推進委員会」を設置し、必要に応じ開催する。

2 県内における推進体制の整備

法第3条第3項第1号から第3号までに掲げる事業においては、県、市町村、農業団体等と連携し、定期的な会議の開催、情報共有を図る体制を整備して事業の推進を図る。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有等が行われるよう、その連携の推進に努める。